

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月22日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名)

	4番	佐野多希子
	8番	石橋利明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告
第4	報告第25号 使用貸借の合意による解約について
第5	報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
第6	報告第27号 農地法第5条の規定による届出について
第7	報告第28号 農地適正化あっせんの結果について
第8	報告第29号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第9	議案第29号 農用地利用集積計画の承認について
第10	議案第30号 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主査	松木美由紀
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成29年第10回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさん本日は第10回の農業委員会総会におきまして、何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。収穫期における季節はずれの大雪ということでビートまた大豆等の収穫、大変苦勞されたのではないかと思います。また、今年の農産物におきましては、おおむね平年並みとなっておりますが、小麦における製品歩留まりの悪さ、いも・玉葱・野菜等価格低迷ということで実りの秋とは、なかなか満足のいく年にはならないのではないかと思います。今後、価格の浮上等を期待していきたいと思っております。また、協議事項のときに説明があるかと思っておりますが、12月5日に斜網地区農業委員の研修会が津別町で開催されます。みなさんの全員の出席また、協力のもと有意義な研修会にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、今日の議案慎重審議していただき、執り進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、1番 細川委員、2番 近藤委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご

了承います。

議 長：日程第4 報告第25号「使用貸借の合意による解約について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第25号使用貸借の合意による解約について、ご説明いたします。
今回の案件は1件であります。議案書をご覧ください。

番号16番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在 最上18番3外1筆、地目 畑、面積合計 35,961㎡、使用貸借契約の内容種類 使用貸借権、内容 普通畑、始期 平成29年1月1日、終期 平成38年12月31日、全契約地 35,961㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年11月13日です。

この解約通知につきましては、のちほど報告いたします。あつせんに伴う解約でございます。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認くださいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第25号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第25号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第5 報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第26号の農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理につ

いてご説明いたします。今回の案件は相続による所有権の移転2件であります。
議案書をご覧ください。

番号13番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】土地の所在 二又324番2外2
筆、地目 公簿 畑、現況 畑、面積合計 29,032㎡、利用状況 普通畑、
契約種類 相続、土地の引渡しの時期 平成21年4月1日、届出理由 死亡に
よる相続です。

番号14番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】土地の所在 東岡290番1外1
筆、地目 公簿 畑、現況 畑、面積合計 40,174㎡、利用状況 普通畑、
契約種類 相続、土地の引渡しの時期 平成23年11月11日、届出理由 死
亡による相続です。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただ
きたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第26号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第26号については、報告のとおりご了承願いま
す。

議 長：日程第6 報告第27号「農地法第5条の規定による届出について」を議題とい
たします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第27号農地法第5条の規定による届出についてご説明いたしま
す。

今回の届けについては、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農
地転用の取扱指針」の通知に基づき、農地転用許可は不要となっておりますが、
農作業等営農上の土地利用との調整を図る必要があるため報告いたします。議案
書をご覧ください。

番号4番【貸主及び借主住所氏名説明】申請地 所在 沼沢202番4の内、公
簿 牧場、現況 畑、面積 48,492㎡の内4㎡、契約種類 賃貸借、農振
区分 農業振興区域（農用地区域外）、転用目的 電気通信設備（通信用アンテ
ナの設置）、申請理由 該当付近における携帯電話サービスの品質向上を図る必

要性が認められるため。(工期 H29.10.16～H29.11.15)です。
位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたい
と思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第27号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第27号については、報告のとおりご了承願いま
す。

議 長：日程第7 報告第28号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題とい
たします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第28-1号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説
明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、田原委員、近藤委員、山田委員です。

- 1 あっせん日 平成29年11月13日(あっせん回数 1回)
- 2 内 容 交 換
- 3 農地の内訳

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 最上18番3外1筆、地目 畑、面積合計 35,961㎡です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の11月13日をもって、あっせん成
立となりました。

続きまして、報告第28-2号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご
説明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、田原委員、近藤委員、山田委員です。です。

- 1 あっせん日 平成29年11月13日(あっせん回数 1回)
- 2 内 容 交 換

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 最上23番4外1筆、地目 畑、面積合計 44,221㎡です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の11月13日をもって、あっせん成

立となりました。

続きまして、報告第28-3号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、田原委員、近藤委員、山田委員です。

1 あっせん日 平成29年11月13日（あっせん回数 1回）

2 内 容 交 換

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 最上30番2外2筆、地目 畑、面積合計 12,401㎡です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の11月13日をもって、あっせん成立となりました。

続きまして、報告第28-4号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は、石橋農地部会長、田原委員、近藤委員、山田委員です。

1 あっせん日 平成29年11月13日（あっせん回数 1回）

2 内 容 交 換

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 最上27番9外1筆、地目 畑、面積合計 12,402㎡です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の11月13日をもって、あっせん成立となりました。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第28号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

西原委員：9番 西原

議 長：9番 西原委員

西原委員：国営事業換地の絡みでこういう書類がでたと思いますが、面積の差はどのように成立するかをお聞きしたい。

議 長：事務局説明願います。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：のちほどの農地集積計画でも出てきますので、そちらでご説明しようかと思っておりましたが、●●●●さんと●●●●の交換で面積に差異があるということでございますが、こちらにつきましては、●●●●さんのほうが面積は多くなっておりませんが、使い勝手が良くなる利点を考えて交換内容等に合意の上での契約となりました。

議 長：9番 西原委員よろしいでしょうか。

西原委員：はい

議 長：他にご意見ご質問ありましたらお願いします。

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第28号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第8 報告第29号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第29号農地所有適格法人の要件確認結果の報告について、ご説明いたします。

「農地所有適格法人要件確認一覧」をご覧ください。今回報告されました法人は【法人の名称を讀上げる】の7件です。

今回報告されました案件につきましては、全ての項目において、記載のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第29号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第29号については、報告のとおりご了承願いま

す。

議 長：日程第9 議案第29号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第28号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。今回の案件は、賃貸借15件・所有権移転4件の申出がありました。議案書をご覧ください。

(賃貸借)

番号26番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 東岡290番1外1筆、地目 畑、面積合計 40,174㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成29年12月1日、終期 平成39年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借です。以降、種類、内容、成立する当事者間の法律関係等は説明省略

番号27番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 美都125番1外4筆、地目 畑、面積合計 47,091㎡の内45,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号28番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和202番外10筆、地目 畑、面積合計 53,333㎡、設定する利用権、始期 平成30年1月1日、終期 平成35年12月31日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号29番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和582番1、地目 畑、面積 9,781㎡の内2,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成39年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号30番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和82番1外1筆、地目 畑、面積合計 23,329㎡の内22,800㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号31番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和64番5、地目 畑、面積 10,723㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成32年11月30日、借賃

●●●●●円10a当り●●円です。

番号32番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和92番2外2筆、地目 畑、面積合計 17,339㎡の内13,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成32年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号33番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和96番1、地目 畑、面積 22,697㎡の内10,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成32年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号34番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 最上225番1外11筆、地目 畑、面積合計 37,357㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号35番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 豊永66番外11筆、地目 畑、面積合計 84,023㎡の内80,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号36番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 高台317番、地目 畑、面積 19,931㎡の内15,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号37番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 活汲240番1外4筆、地目 畑、面積合計 75,915㎡の内65,000㎡、設定する利用権、始期 平成30年1月1日、終期 平成35年12月31日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号38番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 最上314番1外2筆、地目 畑、面積合計 28,068㎡の内27,000㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円です。

番号39番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 最上60番36外4筆、地目 畑、面積合計 28,997㎡、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●円です。

番号40番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 28番1外1筆、地目 畑、面積合計 13,069㎡の内12,924、設定する利用権、始期 平成29年12月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円です。

(所有権移転)

番号41番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 最上18番3外1筆、地目 畑、面合計積 35,961㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年11月24日、成立する当事者間の法律関係等 交換です。

番号42番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 最上23番4外1筆、地目 畑、面合計積 44,221㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年11月24日、成立する当事者間の法律関係等 交換です。

番号43番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 最上30番2外2筆、地目 畑、面合計積 12,401㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年11月24日、成立する当事者間の法律関係等 交換です。

番号44番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 最上27番9外1筆、地目 畑、面合計積 12,402㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年11月24日、成立する当事者間の法律関係等 交換です。

26番から40番については、利用集積計画の更新ですまた、41番から44番につきましては、あっせん結果による農地の交換です。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

これより議案第29号の内26番から38番及び40番を先議いたします。

議案第29号の内26番から38番及び40番について、質疑を求めます。

西原委員：9番 西原

議 長：9番 西原委員

西原委員：位置図についてですが、29番の●●●●●さんと32番の●●●●●さんの農地がダブっていますが、間違いではありませんか。

議 長：事務局説明願います。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：共和582番1については、図面上側が●●●●、下側が●●さんで1つ地番を分けて借りていますが、図面上では内地番をつけていないのでダブっているように見えますが、分けて使っています。

西原委員：もう1点ですが、同じ地図の36番●●さんと●●さんの賃貸ですが、面積が違っています。

議長：事務局説明願います。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：面積は先ほど説明した面積で合っております。図面の面積が前総会の時もご説明しましたが、内地番があるときに片方の面積しか表示しないため、議案書作成の際に手修正をしていましたが、修正漏れをしていました。

議長：西原委員よろしいですか。

西原委員：はい

議長：他に何かありませんか。

巴委員：10番 巴

議長：10番 巴委員

巴委員：先ほど28番を反当り●●円と言いませんでしたか。

議長：事務局説明願います。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：失礼しました10a当り●●●●円の誤りです。

議 長：巴委員よろしいですか。

巴 委員：はい

議 長：他にご意見ご質問ありましたらお願いします。

【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第29号の内26番から38番及び40番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第29号の内26番から38番及び40番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：次に、議案第29号の内39番を先議いたします。

本件は、津別町農業委員会会議規則第15条の規定により、私は議事参与の制限に該当いたしますので退席をいたしますので、巴職務代理に審議取り進めをお願いします。

【 田原会長退席 】

仮 議 長：議案第29号の内39番について、質疑を求めます。

【ありませんの声あり】

仮 議 長：質疑を終結します。

これより議案第29号の内39番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

仮 議 長：異議ないものと認め、議案第29号の内39番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【 田原会長着席 】

議 長：次に議案第29号の内41番から44番について、質疑を求めます。

【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第29号の内41番から44番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第29号の内41番から44番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第10 案第30号「現況証明願について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第30号の現況証明願についてご説明いたします。

今回1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

番号1番【申請者住所氏名説明】申請地 達美251番7外1筆、公簿地目 畑、現況地目 農地、採草放牧地以外、面積合計 1,129㎡、利用状況 雑種地【所有者住所氏名説明】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

本申請地は、10年以上前から畑への通路として使用しているため、現地目証明で地目の変更をしたいとの願いがあったものです。委員のみなさまにおかれましても、先月の現地研修会においてご確認いただいたところでございます。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第30号について、質疑を求めます。

【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第30号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(14時25分)